

かんたん未来計画

5年ごと利差配当付個人年金保険(2011)

特に重要なお知らせ

(契約概要・注意喚起情報)

兼

商品パンフレット



ご契約前に必ずお読みください。

- 「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を、「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、年金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。
- 「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか、ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

この商品は、保険業法第300条の2で準用される特定保険契約ではありません。

募集代理店

引受保険会社

 **MUFG** 三菱UFJ信託銀行

確かな安心を、いつまでも
 **明治安田生命**



はじめにご確認ください。

1. この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本割れすることがあります。また、預金保険制度の対象ではありません。なお、死亡給付金は引受保険会社である明治安田生命により既払込保険料相当額が最低保証されます。

2. この商品はクーリング・オフ制度の対象です

申込日または「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

3. 解約返戻金について

解約された場合の返戻金は、契約年齢・性別・経過年月数等によって異なりますが、ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は既払込保険料相当額を下回ります。また、一定期間経過後に解約された場合でも、保険料払込期間中の返戻金は既払込保険料相当額が上限となります。なお、減額された場合は、ご契約が減額分だけ解約されたものとして扱います。

入院中の方を被保険者とするご契約は、お申込みいただけません。

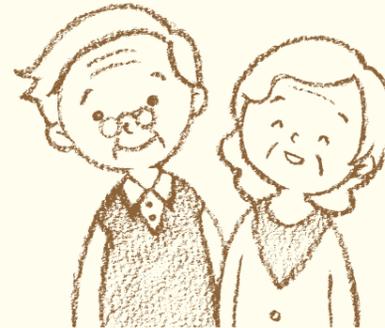
主な取扱規程 (市場金利情勢によっては、取扱規程が変更となる場合があります。)

項目	内容
契約年齢(保険年齢)*範囲	0~60歳
保険料払込期間	20~40年
据置期間	0~5年で選択
年金種類	5年・10年確定年金
保険料払込方法	月掛(毎月1回の払込み)・新年掛(1年に1回の払込み) *新年掛は月掛に変更することができますが、月掛から新年掛に変更することはできません。 *保険料の一括払い(前納)は取り扱いません。
最低保険料	月掛1万円、新年掛12万円 *保険料は月掛、新年掛ともに千円単位となります。
基本年金年額	5年確定年金…20万円~3,000万円(百円単位) 10年確定年金…10万円~3,000万円(百円単位)
告知	告知は不要です
契約者貸付	取り扱いません
自動振替貸付	取り扱いません

* 契約日における被保険者の契約年齢(保険年齢)は、満年齢とは異なる場合があります。
 契約日が直前の誕生日から6ヵ月以内の場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢と同一となります。また、契約日が直前の誕生日から6ヵ月を1日でも超えている場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢に1歳を加算します。
 【例】1月1日生まれで満年齢が50歳の方は、契約日がその年の7月1日以降になると、契約年齢(保険年齢)は51歳に切り上がります。

コツコツ準備して、あなたの未来をお手伝いする。それが「かんたん未来計画」です。

「将来」の生活資金を準備しませんか?



老後をゆとりをもって暮らすためには、夫婦2人で**毎月約34.9万円必要**と考えられています。

出典:(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

個人年金保険の活用がおすすめです

かんたん未来計画なら
老後の暮らしをサポートします。

個人年金 保険料控除を活用されていますか?

「個人年金保険料税制適格特約」を付加した個人年金保険に加入された場合、未加入のときに比べて、**所得税・住民税の負担が軽減**されます。

特約付加の条件や留意事項について、くわしくは、12ページをご覧ください。

所得税・住民税概算軽減額例

現在「旧制度」の一般の生命保険料控除を5万円*利用している方が、*所得税の所得控除金額「新制度」の個人年金保険料控除を4万円*追加で利用した場合の追加分に対する軽減額

家族構成	年間収入金額(給与収入)	軽減額(所得税+住民税)	家族構成	年間収入金額(給与収入)	軽減額(所得税+住民税)
独身者	300万円	4,800円	夫婦と子1人	500万円	4,800円
	500万円	6,900円		700万円	6,900円
	700万円	11,000円		1,000万円	10,900円
夫婦	300万円	4,800円	夫婦と子2人	500万円	4,900円
	500万円	4,800円		700万円	6,900円
	700万円	6,900円		1,000万円	11,000円

* 税務上の取扱いについては、2019年3月現在の税制に基づくものであり、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。なお、所得税には、復興特別所得税を反映しています。個別の取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
 * 「所得税・住民税概算軽減額例」の留意事項については22ページをご覧ください。

商品パンフレット

商品パンフレット

かんたん未来計画 は、手軽に準備を始めて、安心・着実にふやせるシンプルな定額個人年金保険です。

このパンフレットでは、記述内容をマークで表しています。

- 「契約時」に係る記述
- 「保険料払込期間」に係る記述
- 「据置期間」に係る記述
- 「お受取り」に係る記述

ご契約はかんたん!

保険料は月掛1万円(新年掛12万円)から、手軽に始められます。また、告知や医師の診査等は不要です。

受取額は契約日に確定!

契約日に基本年金年額も解約返戻金も確定するので、将来の生活設計を考えるうえでお役に立ちます。

⚠️ 注意 保険料払込期間中に解約した場合の返戻金は、既払込保険料相当額を上限とし、ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は既払込保険料相当額を下回ります。

保険料払込期間は柔軟に設定可能!

保険料払込期間は20年~40年で柔軟に設定できます。ライフプランに合わせてご設定ください。

⚠️ 注意 ご契約締結後の保険料払込期間の変更はできません。

据置期間も柔軟に設定可能!

保険料払込期間満了後、年金が開始するまでの据置期間を0~5年で柔軟に設定できます。据置期間中は、新たな保険料のお払込みは不要で、積立金がふえていきます。

⚠️ 注意 ご契約締結後の据置期間の変更はできません。

商品のしくみ (イメージ図)

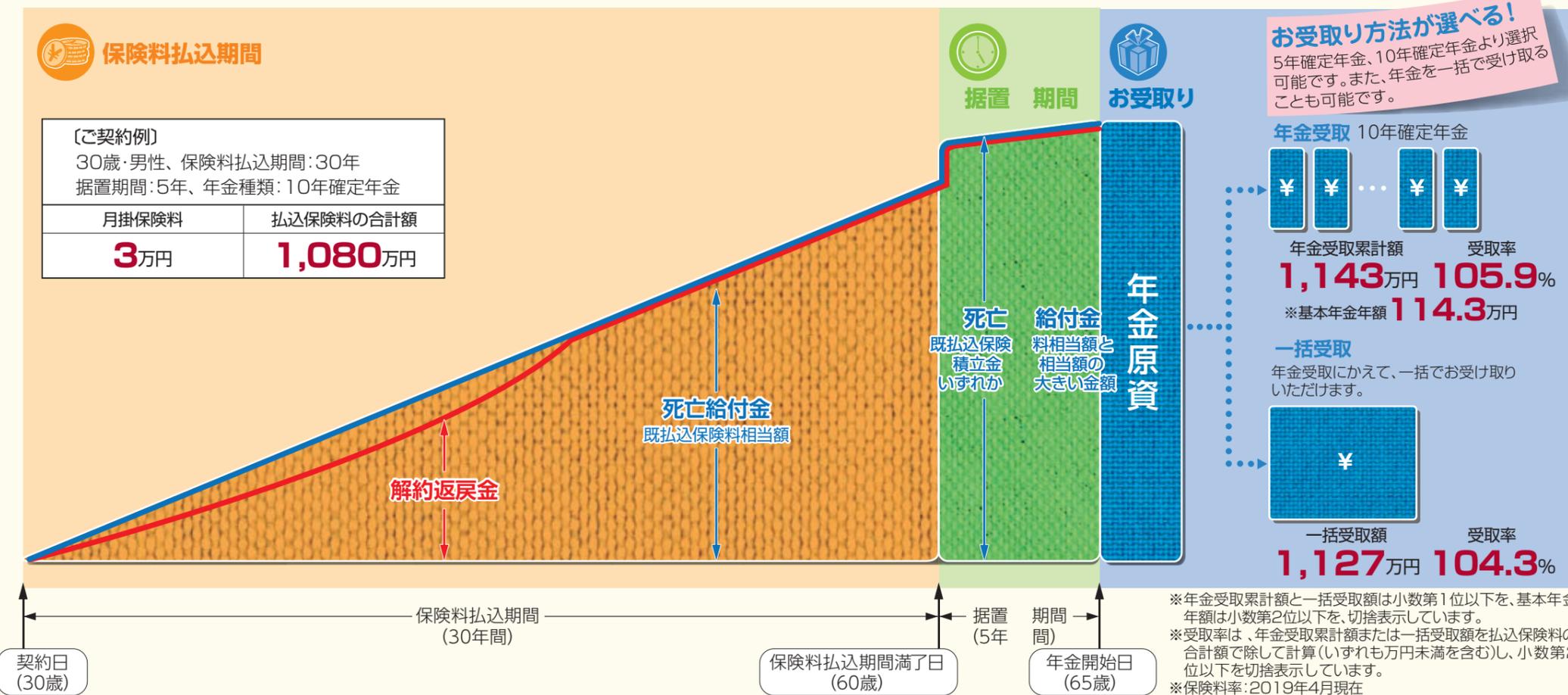
個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、所得税・住民税の負担が軽減されます。
特約付加の条件や留意事項について、くわしくは12ページをご覧ください。

⚠️ 注意 市場金利情勢によっては、取扱規程が変更となる場合があります。

※上記取扱いは2019年3月現在の税制に基づくものであり、税制の変更に伴い、取扱いが変わる場合があります。

保険料払込期間

【ご契約例】 30歳・男性、保険料払込期間:30年 据置期間:5年、年金種類:10年確定年金	
月掛保険料	払込保険料の合計額
3万円	1,080万円



用語のご説明

- ①基本年金年額**
基本年金年額とは、保険契約締結の際、契約者のお申出によって定めた年金年額のことをいいます。ただし、基本年金年額が減額された場合は、減額後の金額になります。
- ②契約日**
契約日とは、保険期間の起算日であり、契約年齢や「基本年金年額」を計算する際の基準日となります。「かんたん未来計画」の契約日は、月掛の場合はお申込みを受けた日の属する月の翌月1日であり、新年掛の場合はお申込みを受けた日となります。
- ③据置期間**
保険料払込期間満了日の翌日から年金開始日の前日までの期間をいい、保険契約締結の際に、契約者のお申出により設定します。
- ④年金原資**
年金原資とは、年金開始日における将来の年金をお支払いするために必要な積立金のことをいいます。
- ⑤年金開始日**
据置期間を設定する場合は、据置期間満了日の翌日となり、据置期間を設定しない場合は、保険料払込期間満了日の翌日となります。

※この保険には、保険料払込免除のしくみはありません。

商品パンフレット 10の保険の特徴としくみ

商品パンフレット この保険の特徴としくみ

MYほけんページをご活用ください。

- 契約内容の照会** 契約者ご自身で、照会日時点のご契約内容を確認いただけます
- 各種手続き資料の請求・再発行** 生命保険料控除証明書の再発行、各種書類のご請求をしていただけます
- 各種サービスのご利用** 病気の予防・早期発見や重症化予防に役立つ「みんなの健活サービス」をご利用いただけます

みんなの健活サービス 明治安田生命は、健康に向けた前向きな活動=健活と一緒に取り組む「みんなの健活プロジェクト」の一環として、病気の予防・早期発見や重症化予防等に役立つさまざまなサービスをご用意しています。

明治安田生命のサービスはWEB(MYほけんページ)および電話でご利用いただけます

- MYほけんページにてご利用いただけるサービスです。** 明治安田生命ホームページからアクセスしてください。
- 電話でご利用いただけるサービスです。** お手元にMYほけんページIDもしくは明治安田生命カード番号、証券番号のいずれかをご用意ください。

予防・早期発見

- 先進検査優待サービス** 血液・尿などによって、将来発症し得るさまざまな病気のリスクを評価する先進検査を、優待特典付きでご利用いただけるサービスです。提供: NKメディコ(株)
- 人間ドック・レディースドック 相談・予約サービス** 人間ドック/レディースドックに関する電話相談に専門スタッフが応えし、全国の提携施設より人間ドックの予約が可能です。提供: (株)ウェルネス医療情報センター
- 郵送検診優待利用サービス** がんや生活習慣病のリスクをはじめ、健康状態を簡単に調べることができる郵送型検査キットが、優待価格でご利用いただけます。提供: ハルメク・ベンチャーズ(株)
- スポーツクラブ優待利用サービス** 全国の提携施設を優待価格でいつでもご利用いただけます。提供: セントラルスポーツ(株)

治療・重症化予防等

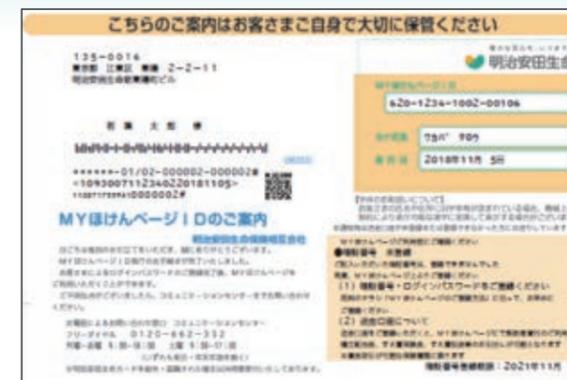
- 専門家による電話相談**
 - 24時間健康相談サービス** ご自身やご家族の健康に関する電話相談を24時間いつでも無料で受け付けいたします。提供: ティーパック(株)
 - 24時間妊娠・育児相談サービス** 妊娠・出産・育児に関する電話相談を24時間いつでも無料で受け付けいたします。提供: ティーパック(株)
 - 介護相談サービス** 介護に関するさまざまな相談にケアマネジャーや社会福祉士が無料で応える電話相談サービスです。提供: 明治安田システム・テクノロジー(株)
 - 障がい相談サービス** 「身体障がい」に関するさまざまな相談に社会福祉士やケアマネジャーが応える電話相談サービスです。提供: 明治安田システム・テクノロジー(株)

サービスのご利用については、MYほけんページでご確認いただくか明治安田生命コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

「MYほけんページ」は、簡単にご契約内容の照会ができるほか、便利な健康・医療・介護関連サービスを利用できる、ご契約者専用WEBサイトです。

MYほけんページのご利用方法

「MYほけんページIDのご案内」見本



- ※明治安田生命の生命保険にお申込みいただくと、同時に「MYほけんページ」にも申込みがされます。
- ※ご契約成立後に左記の「MYほけんページID」を郵送しますので、明治安田生命ホームページからご登録ください(ただし、すでに「MYほけんページID」や「明治安田生命カード」をお持ちの方を除きます)。
- ※ご不明な点がございましたら、明治安田生命コミュニケーションセンターまでお問い合わせください。

「MYほけんページIDのご案内」が届いたら

- 1 明治安田生命ホームページのトップ画面の『ご契約者専用WEBサイト MYほけんページ』をクリック
スマートフォンでもアクセスできます(一部機種除く)。
- 2 『新規登録』をクリック
- 3 MYほけんページIDまたは明治安田生命カードを『お持ちの方』をクリック
- 4 MYほけんページ規約をご確認後、ご同意いただき『同意して次に進む』をクリック
- 5 MYほけんページID・生年月日・暗証番号をご入力いただき『次の画面へ』をクリック(※)
(※)暗証番号登録がお済みの場合、ID(16桁)の代わりに保険証券記載の証券番号(8桁)でも入力いただけます。暗証番号未登録の場合、暗証番号はこの画面で登録いただけます。
- 6 ログインパスワードを設定し、初期設定完了
(メールアドレス登録が未了の場合は、MYほけんページの初回利用の際にご登録いただく必要があります)

※これらのサービスは明治安田生命保険相互会社の業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については、明治安田生命が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断のもとに行ってください。万一、サービスをご提供した結果損害が発生しても、明治安田生命は責任を負いかねます。記載の内容は2019年4月現在のものであり、サービス内容は予告なく中止、変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

確実なお支払いのための取組み

お客さまに確かな安心をお届けするためにご高齢者にも優しい制度をご用意しています。

MY安心ファミリー登録制度 2014年10月～

あらかじめご契約者以外の連絡先(第二連絡先)をご登録いただくことで、明治安田生命からお客さまへの連絡をしっかりとフォローします。



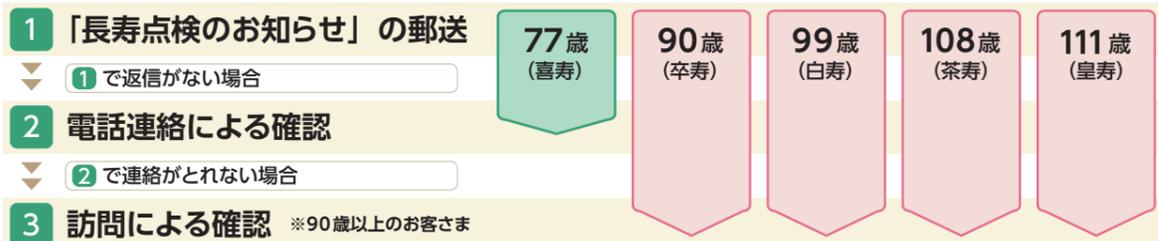
制度創設以降、約196万人のご登録をいただいています。(2018年3月末時点)

お客さまの声 手続きのために子どもに連絡すると「音信なし」が元気の証拠と思っていたけれど、何があるかわからないから、今後は時々電話するよ」と、連絡を取りあう良いきっかけになりました(栃木県、女性)

MY長寿ご契約点検制度 2015年4月～

保険金等を確実にお支払いするため、長寿の節目を迎えられるご契約者に、保険金等のご請求やご連絡先・受取人変更の有無を確認する明治安田生命独自の制度です。

■ ご契約点検の流れ



「MYアシスト+」(マイアシストプラス)制度 2018年4月～

加齢等に伴う視力・聴力の低下や長期療養および後遺症等により、生命保険のお手続きの際に自筆困難等の支障が生じたお客さまをサポートします。

※お客さまに意思能力があることが前提です



ご契約関係者の連絡先登録 2018年4月～

ご契約関係者(被保険者・受取人)のご連絡先を新たに登録いただくことで請求権利者と直接連絡をとることが可能となり、より確実・迅速なお支払いを実現いたします。



お申込後のお問い合わせ窓口

明治安田生命コミュニケーションセンター

ようこそ ハロー
0120-453-860

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00

いずれも祝日・年末年始を除く

※お問い合わせは契約者ご本人さま(死亡給付金のご請求は受取人)からお願いいたします。
※「ご契約内容の照会」や「お手続き書類のご請求」等はご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」でもご利用いただくことができます。

■ 次のような場合はコミュニケーションセンターにご連絡ください。

住所・電話番号等のご登録内容を変更する場合

被保険者がお亡くなりになった場合

死亡給付金受取人がお亡くなりになった場合

第二連絡先を登録ご希望の場合

ご契約後に明治安田生命より郵送する書類

ご契約後

① 生命保険証券・保険証券付属書

・送付方法:簡易書留
・発送時期:通常、契約成立後3営業日程度で発送
※ただし、お申込み内容により、さらに日数を要する場合があります。

② MYほけんページIDのご案内

※ただし、すでに「MYほけんページID」や「明治安田生命カード」をお持ちの方を除きます。

③ 口座振替予定のお知らせ(月掛のご契約)

・口座振替日や振替金額等記載のご通知を、初回口座振替月(契約日の属する月の翌月)の中旬頃に発送

④ 生命保険料控除証明書

・1月1日から9月30日までのご契約 ⇒ 9月下旬～10月下旬頃に発送
・10月1日から12月31日までのご契約 ⇒ ご契約成立後に随時発送

保険料払込期間中
(ご契約の翌年以降)

⑤ 口座振替予定のお知らせ(新年掛のご契約)

・口座振替日や振替金額等記載のご通知を、毎年の口座振替月(年単位の契約応当日の属する月)の前月下旬頃に発送

⑥ 生命保険料控除証明書

・月掛(口座振替)のご契約 ⇒ 9月分の保険料のお振替えを確認後、10月下旬頃に発送
・新年掛(口座振替)のご契約 ⇒ 1月から9月までのお振替えの場合、9月下旬～10月下旬頃に発送
10月から12月までのお振替えの場合、当社への着金を確認後に随時発送

保険期間中

⑦ 明治安田生命からのお知らせ

・発送時期:年1回(毎年9月～10月頃)

年金開始時

⑧ 年金開始請求書

・発送時期:年金開始月の3か月前の月末頃

年金受取期間中

⑨ 年金証書(年金開始時のみ)

⑩ 年金お支払明細書兼残高通知書

※これらのサービスは、2019年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。**
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- 名称 明治安田生命保険相互会社
- 住所 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
連絡先 明治安田生命コミュニケーションセンター TEL 0120-453-860
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特徴としくみ

- 保険商品の名称(正式名称) 5年ごと利差配当付個人年金保険(2011)

■商品の特徴

- ・この商品は、保険料払込期間の死亡保障を抑え、年金としてお受け取りいただく金額が多くなるように設計された生存保障重視型の年金保険です。
- ・この商品の基本年金年額・死亡給付金・解約返戻金は契約日に確定します。
- ・契約時に、保険料払込期間満了日の翌日から年金開始日の前日までを据置期間として設定することができます。
- ・年金を5年間または10年間確実にお受け取りいただく「確定年金」です。なお、年金でのお受け取りにかえて、一括でお受け取りいただくことも可能です。その場合、ご契約は消滅します。
- ・所得税法上の要件を満たすご契約は、個人年金保険料税制適格特約を付加することができます、払込保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。
- ・この商品には、保険料払込免除のしくみはありません。

■商品のしくみ

- ・商品のしくみについては3・4ページをご覧ください。

3 保険料払込方法

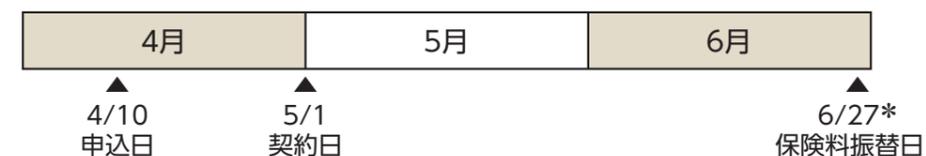
■保険料払込方法

- ・この保険の保険料払込方法は、月掛(毎月1回の払込み)、新年掛(1年に1回の払込み)の2つの方法があります。
 - ※新年掛は1回に限り、月掛に変更することができます。
 - ※月掛から新年掛への変更はできません。
 - ※保険料の一括払い(前納)はできません。

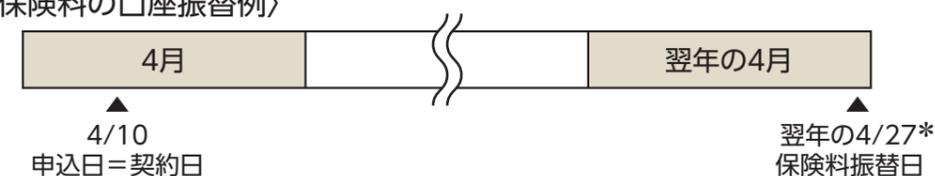
- ・第1回目の保険料は、契約時に明治安田生命指定の口座にお振込みください。第2回目以降の保険料は、ご指定いただいた口座からの振替(引き落とし)となります。

	契約日	第2回目保険料の払込期月	保険料振替日
月掛	お申込みを受けた日の属する月の翌月1日	契約日の属する月の翌月	払込期月の毎月27日*
新年掛	お申込みを受けた日	契約日の翌年の契約応当日の属する月	

〈月掛保険料の口座振替例〉



〈新年掛保険料の口座振替例〉



*その日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とします。

4 保険期間

年金種類	契約年齢 ^{*1} の範囲	年金開始年齢	保険料払込期間	据置期間 ^{*2}	保険期間 ^{*3}
5年確定年金 10年確定年金	0歳～60歳	20歳～80歳	20年～40年	0年～5年	25年～55年

- *1 契約日における被保険者の契約年齢(保険年齢)は、満年齢とは異なる場合があります。契約日が直前の誕生日から6ヵ月以内の場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢と同一となります。また、契約日が直前の誕生日から6ヵ月を1日でも超えている場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢に1歳を加算します。
[例] 1月1日生まれで満年齢が50歳の方は、契約日がその年の7月1日以降になると、契約年齢(保険年齢)は51歳に切り上がります。
- *2 据置期間(保険料払込期間満了日の翌日から年金開始日の前日までの期間)は、年金開始年齢の範囲内で、0年～5年の期間(各年)で設定することが可能です。
- *3 保険期間は、保険料払込期間、据置期間および年金をお受け取りいただく期間の合計となります。

※市場金利情勢によっては、取扱規程が変更となる場合があります。

※年金開始日の変更はできません。

※基本年金年額、毎回の保険料、年金種類等、ご契約の具体的な内容につきましては、後日郵送される生命保険証券等を必ずご確認ください。

5 担保内容

■年金・死亡給付金の主なお支払事由

	年金	死亡給付金
お支払事由	被保険者が年金開始日以後、年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存されているとき	被保険者が年金開始日前に死亡されたとき
お支払額	基本年金年額	保険料払込期間中：既払込保険料相当額*1 据置期間中：既払込保険料相当額と被保険者が死亡した日における積立金相当額のいずれか大きい方の金額
受取人	年金受取人	死亡給付金受取人*2

*1 既払込保険料相当額は、基本年金年額に対応する月掛保険料から計算されますので、実際にお払込みいただいた保険料の合計額より大きくなる場合があります。

*2 原則、被保険者の配偶者または2親等内の血族から指定いただきます(7人まで)。

※年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金の現価を年金受取人に一括してお支払いします。

※死亡給付金は、一時支払いのほか、年金支払い、すえ置支払い(すえ置期間は10年以下)も選択できます。

年金・死亡給付金をお支払いできない場合の主な事由については、16ページの「4 次のような場合には、年金や死亡給付金をお支払いできないことがあります。」をご覧ください。

6 引受条件

- ・月掛・・・1万円以上(千円単位)
- ・新年掛・・・12万円以上(千円単位)
- ・基本年金年額が3,000万円となる保険料までご契約いただけます(最低基本年金年額は、5年確定年金：20万円、10年確定年金：10万円です)。

※同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

- ・基本年金年額の増額はできません。

7 特約

■個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、お払込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除とは別枠で、個人年金保険料の所得控除の対象となります。

〈特約を付加する場合の条件〉

- ・年金受取人が、被保険者と同一かつ契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ・保険料払込期間が10年以上であること
- ・年金開始年齢が60歳以上*1、かつ、年金支払期間が10年以上であること

〈特約を付加した場合の制限〉

- ・上記の条件を満たさなくなるような契約内容の変更はできません。
(例) ご契約後10年以内の払済年金保険への変更、5年確定年金への変更
- ・基本年金年額の減額等に伴う返戻金が発生する場合であっても、お支払いせずに明治安田生命所定の利率*2で積み立てておき、年金開始日に増額年金の買増しにあてます。
- ・配当金は明治安田生命所定の利率*2で積み立てておき、年金開始日に増額年金の買増しにあてます。年金開始日前または年金開始日の一時金受取はできません。

*1 保険年齢で判断されます。

*2 この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。

適用される利率については明治安田生命ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)でご確認ください。

※個人年金保険料税制適格特約を付加しない場合、お払込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

※上記税務の取扱い等については、2019年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更に伴い、保険料のお払込み、保全お手続き、給付金等のお受取り、相続等に関する税務の取扱いが変わる場合があります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

■後継年金受取人指定特約を付加した場合、年金支払期間中に年金受取人が死亡されたときに、あらかじめ指定いただいた後継年金受取人が年金を引き続きお受け取りいただけます。

- ・年金開始日以後に年金受取人のお申出により、被保険者の同意を得て明治安田生命が承諾したときに付加することができます。

8 配当金

・配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、資産の運用実績によっては配当金をお支払いできないことがあります。

・配当金は明治安田生命所定の利率*で積み立てておき、年金開始日に増額年金の買増しにあてます。
*この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。

適用される利率については明治安田生命ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)でご確認ください。

・積み立てられた配当金は、年金開始日前または年金開始日に、一時金としてお受け取りになることもできます。ただし、個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合、この取扱いはできません。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- 特に、年金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込日または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」)をすることができます。この場合には、お申込みいただいた金額をお返しいたします。

※お申込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により次の

①～③の内容を記載した書面を明治安田生命あて上記期限内に発信してください。

- ①契約者の氏名(自署)・フリガナ・住所・電話番号
- ②保険契約申込日・商品名・毎回の保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人氏名(カナ・漢字))
- ③お申込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】 〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11
明治安田生命保険相互会社 金融代理店サービスオフィス

※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申出をお勧めします。

2 告知について

- この保険の契約に際して、契約者および被保険者の告知は不要です。

※告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴等、明治安田生命がおたずねする重要なことからについて、事実をありのままにお知らせいただくことです。

3 お申込みを受けたときから、明治安田生命はご契約上の責任を開始します(保障の開始)。

- お申込みいただいたご契約を明治安田生命が承諾した場合には、お申込みを受けたときから、ご契約上の保障が開始されます。

- 三菱UFJ信託銀行の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

4 次のような場合には、年金や死亡給付金をお支払いできないことがあります。

- 免責事由に該当する場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、契約者または死亡給付金受取人の故意による被保険者死亡等)。
- 死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除*1された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消し*2となった場合や、年金や死亡給付金の不法取得目的の行為がありご契約が無効*3となった場合。
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合。

*1 解除とは、生命保険会社または契約者の意思表示により、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。

*2 取消しとは、一旦成立した保険契約を契約時にさかのぼって効力を失わせることをいいます。

*3 無効とは、契約時からその効力が生じないことをいいます。

5 保険料のお払込みについて

- この商品の保険料は、毎月または1年に1回、継続してお払込みいただく必要があります。

- 新年掛のご契約の場合、保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅(解約・死亡等)により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次の金額を払い戻します。

【お払戻し額】

すでに払込まれた保険料のうち、「保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間*の末日までの月数」に対応する保険料

*払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間

- 保険料は払込期月内にお払込みください。保険料のお払込みには猶予期間がありますが、猶予期間中にお払込みがないとご契約は効力を失います(失効)。
ご契約が失効した場合、年金・死亡給付金のお支払事由が発生しても、年金・死亡給付金をお支払いいたしません。

	払込期月	猶予期間
月掛	月単位の契約応当日の属する月の1日から 末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日まで
新年掛	年単位の契約応当日の属する月の1日から 末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約応当日まで

- 口座振替のご契約の場合、保険料振替日(毎月27日)に保険料の振り替えができなかった場合は、翌月の保険料振替日に再度口座振り替えを行います。

※月掛の場合は、翌月の保険料とあわせて2ヵ月分の保険料の振り替えを行います(残高が2ヵ月分の保険料に満たない場合は、1ヵ月分の保険料の振り替えを行います)。

- いったん失効したご契約でもご契約の失効後3年以内、かつ、年金開始日前であれば、ご契約の復活を申請することができます。

- ご契約の復活を明治安田生命が承諾した場合には、延滞保険料およびその利息のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

6 解約・減額と返戻金について

■解約は年金開始日前であれば、いつでもお取り扱いいたします。

※解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

■保険契約が解約・減額された場合の返戻金は、契約年齢・性別・経過年月数等により異なります。

- ・ **ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は既払込保険料相当額を下回ります。**
特に、ご契約後短期間で解約された場合は、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ・ **また、一定期間経過後に解約された場合でも、保険料払込期間中の返戻金は既払込保険料相当額が上限となります。**
- ・ なお、減額された場合は、ご契約が減額分だけ解約されたものとして扱います。

7 保全取扱における留意事項について

■基本年金年額の減額について

基本年金年額は、年金開始日前であれば減額することができます。この場合、ご契約は減額分だけ解約されたものとして扱います。また、減額部分に対応する返戻金をお支払いします。

※減額後の基本年金年額は、5年確定年金では20万円以上、10年確定年金では10万円以上必要です。

※個人年金保険料税制適格特約を付加された場合、減額部分の返戻金は、お支払いせずに積み立てられます。

■払済年金保険への変更について

保険料のお払込みを中止し、明治安田生命が定める方法により計算して、基本年金年額を新たに定め、年金開始日、年金の種類、年金支払期間をそのままにした払済年金保険に変更することができます。変更後の基本年金年額は変更前より小さくなります。

※変更は契約日から2年経過以後に取り扱います。ただし、個人年金保険料税制適格特約を付加された場合は契約日から10年経過以後に取り扱います。また、失効されている場合は、取り扱いません。

※変更後の基本年金年額は、5年確定年金では20万円以上、10年確定年金では10万円以上必要です。

8 保険金額等が削減される場合について

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

■明治安田生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

詳細に関するお問い合わせ先:

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時)

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

9 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

■現在ご契約の保険契約を解約、減額するときは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。

- ・多くの場合、返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ・新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
- ・現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

10 相互会社の社員の権利義務について

■明治安田生命は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、保険金等の支払請求権、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

11 預金等との違い

■この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本割れすることがあります。また、預金保険制度の対象ではありません。なお、死亡給付金は引受保険会社である明治安田生命により既払込保険料相当額が最低保証されます。

12 生命保険の税金について

■生命保険料控除について

個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、お払込みいただいた保険料については、「個人年金保険料」として一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除とは別枠で、所得控除の対象となります。個人年金保険料税制適格特約を付加されていない場合は、お払込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

■解約返戻金受取時にかかる税金について

所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税が課税されます。

一時所得の課税対象額=(解約返戻金-必要経費(既払込保険料)-特別控除(50万円を限度とする))×1/2

※他の一時所得と合算します。

■死亡給付金受取時にかかる税金について

死亡給付金受取時には、契約者・被保険者・死亡給付金受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税、または贈与税が課税されます。

※契約者と被保険者が同一で、死亡給付金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数(相続を放棄した人を含む)が非課税扱いとなります。

[ご契約例]

	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

■年金・一括受取時にかかる税金について

年金・一括受取時には、下表の通り課税されます。

<年金受取人が契約者自身の場合>

受取方法	課税内容
年金受取	毎年の年金受取時に、年金の課税部分に対し、所得税(雑所得)・復興特別所得税・住民税が課税されます。
一括受取	一括受取時に、一括受取額の課税対象額に対し、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税が課税されます。

<年金受取人が契約者以外の場合>

受取方法	課税内容
年金受取	年金の受取開始時に、相続税法上の年金受給権評価額に対し、贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に、年金の課税部分に対し、所得税(雑所得)・復興特別所得税・住民税が課税されます。
一括受取	一括受取時に、一括受取額の課税対象額に対し、贈与税が課税されます。

雑所得の課税対象額 = 受取年金額 - 必要経費*

*必要経費=受取年金額×必要経費割合(既払込保険料/年金受取総額)

※くわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取扱い等については、2019年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更に伴い、保険料のお払込み、保全お手続き、給付金等のお受取り、相続等に関する税務の取扱いが変わる場合があります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

13 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

■ご契約に関する苦情・ご相談、契約内容のご照会、各種お手続きについては、「明治安田生命コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

■この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

■一般社団法人 生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)。なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

14 給付金等のご請求について

■お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性がと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田生命コミュニケーションセンター」にご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■明治安田生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者をご住所等を変更された場合には、必ず明治安田生命にご連絡ください。

P2の所得税・住民税概算軽減額例について

- 2012年1月1日以後に締結した生命保険契約には、「新制度」の生命保険料控除が適用されます。「新制度」が適用される契約の生命保険料控除額は、一般・個人年金・介護医療それぞれ最高で所得税4万円、住民税2万8,000円(合計適用限度額:所得税12万円、住民税7万円)となります。
- 2011年12月31日以前に締結した生命保険契約には、2012年1月1日以降も「旧制度」の生命保険料控除が適用されます。「旧制度」が適用される契約の生命保険料控除額は、一般・個人年金それぞれ最高で所得税5万円、住民税3万5,000円(合計適用限度額:所得税10万円、住民税7万円)となります。
- ただし、「新制度」「旧制度」の双方にご契約がある場合の合計適用限度額は、所得税12万円、住民税7万円となります。
- 社会保険料控除額は財務省試算用指数を使用しています。
- 課税所得の計算:給与所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除(加入の場合のみ)、配偶者控除(所得税38万円、住民税33万円)、扶養控除(一般(16~18歳)は所得税38万円、住民税33万円、特定扶養親族(19~22歳)は所得税63万円、住民税45万円)、基礎控除(所得税38万円、住民税33万円)を差し引き算出しています。
- 夫婦と子1人は、一般の控除対象扶養親族1人として計算、夫婦と子2人は、一般および特定扶養親族各1人として計算。子がすべて扶養控除対象外の場合は独身者または夫婦を参考にしてください。
- 住民税の均等割は、5,000円として計算しています。
- 課税所得は1,000円未満切り捨て、税額は100円未満切り捨てしています。

明治安田生命の個人情報のお取扱いについて

個人情報の利用目的

■ お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくため、ご契約のお申込みの際に、お客さま情報を取得させていただきます。なお、明治安田生命は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・明治安田生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

個人情報の留意事項

明治安田生命の個人情報の取扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

○お客さまの身体・健康状態に関する情報について

- ◆ お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- ◆ また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- ◆ なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

■ 明治安田生命におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

募集代理店(三菱UFJ信託銀行)からのご説明事項

- この商品にご契約いただくか否かが、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、元本割れすることがあります。また、預金保険制度の対象ではありません。なお、死亡給付金は引受保険会社である明治安田生命保険相互会社により既払込保険料相当額が最低保証されます。
- 当社はこの商品の引受保険会社である明治安田生命保険相互会社の支払能力を保証するものではありません。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)をご確認のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 年金・死亡給付金をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 契約内容の変更等について
- 生命保険契約者保護機構について

生命保険募集人について

三菱UFJ信託銀行株式会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

契約内容のご照会、各種お手続きは、以下にお申し出ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター
月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

募集代理店

 **MUFG** 三菱UFJ信託銀行

フリーダイヤル
または窓口まで



0120-349-250

ご利用時間:平日9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)
※電話が繋がりましたら、音声ガイダンスに沿って、
①⇒①③の順に押してください。

引受保険会社

 **明治安田生命保険相互会社**

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
電話 03(3283)8111番(代表)
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>